

福島県内で使用済太陽光パネルを排出される方へ

太陽光パネルリサイクル 推進補助金のご案内

福島県内で排出される使用済太陽光パネルのリサイクル
にかかる処理費用の一部を補助します。

申請受付期限

令和8年1月30日(金)まで

※予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても
申請受付を終了することがあります。

太陽光パネル

所有者の方
排出事業者の方
申請できます！

リサイクルにかかる費用を
県がしっかりサポート

補助金額

太陽光パネル
重量(kg)あたり

100円

※申請1件につき上限50万円



使用済太陽光パネル リサイクルの流れ



補助事業の概要及び補助金交付申請については裏面をお読みください。➤

福島県商工労働部次世代産業課

☎024-521-8286

“再生可能エネルギー先駆けの地”を目指す本県では、太陽光発電（PV）の導入が進んでおり、今後の耐用年数の経過等による使用済PVパネルの廃棄量の増加に備え、適切なリユース・リサイクルを推進するための体制・仕組みづくりに向けた取組を行っています。この一環として、使用済PVパネルをリサイクルするための中間処理委託費用の一部を補助します。

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金

- 補助金の申請受付・交付を行う団体
一般社団法人福島県産業資源循環協会
- 補助対象事業
県認定産業廃棄物中間処理業者に委託し、県内から排出された使用済PVパネルのリサイクル処理を行う事業
- 補助金の申請に当たって
 - ・ 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領を確認の上、必要書類を作成・整理し、一般社団法人福島県産業資源循環協会へ提出してください。
※提出部数は2部（正本1部、副本1部）必要ですが、副本については電子データによる提出が可能です。
 - ・ 申請書類には、県認定産業廃棄物中間処理業者から返送された産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票の写しが必要となります。
 - ・ 補助金交付額の算定は、県認定産業廃棄物中間処理業者において計量された重量（マニフェストD票に記載された重量）により行います。
 - ・ 提出した申請書類は返還しないため、提出書類の写しをとり、適切に保管してください。
関係書類の保存期間は翌年度から5年間です。
- 本補助金の詳細は、福島県次世代産業課ホームページ及び福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領を確認してください。

福島県次世代産業課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/pv-reuse-recyclemodel.html>



HPIはこちら

 補助金交付事業主体
(一社)福島県産業資源循環協会

県では、今後の施策等の検討の参考とするため、本補助金等を通じて本県で排出された使用済PVパネルに関する情報を収集しておりますので、あらかじめご了承ください。

③補助金申請書類提出

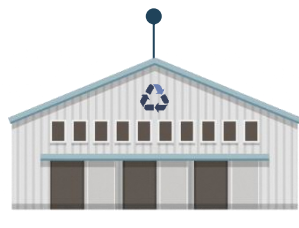
④補助金交付



使用済太陽光パネルを排出する者
*所有者又は排出事業者

①中間処理委託

②マニフェスト



県認定産業廃棄物中間処理業者

リユース



資源化

福島県認定産業廃棄物中間処理業者

(株)高良

☎0244-22-7111

〒975-0071

南相馬市原町区深野字入龍田117-7



(株)相双スマートエコカンパニー

☎0240-23-5940

〒979-1301

双葉郡大熊町大字夫沢字長者原123



(株)白川商店

☎024-944-6082

〒963-0726

郡山市田村町下行合字田ノ保下1-23



飯岡工業(株)

☎0247-72-2442

〒963-3603

田村市滝根町広瀬字矢大臣240



* 上記4社は、福島県が設定した要件・基準を満たしているため、PVパネルの適切なリサイクル処理を行える産業廃棄物中間処理業者として認定されています。

* 掲載している住所は、中間処理施設の所在地です。

補助金交付申請先

一般社団法人 福島県産業資源循環協会（担当：齋藤、星）

〒960-8043 福島市中町4番20号

TEL:024-524-1953 FAX:024-523-4723

受付時間:10:00~16:00

E-Mail:info@fukushima-sanpai.jp